

熊本県公告第352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年5月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターサンコー錦町店
熊本県球磨郡錦町西字中の迫824番地の5
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前9時30分 閉店時刻午後7時
変更後 開店時刻午前9時 閉店時刻午後8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時から午後7時30分まで
変更後 午前8時30分から午後8時30分まで
- 3 変更する年月日
平成15年5月2日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ホームセンターサンコー
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,997平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
91台
 - (4) 駐輪場の収容台数
なし
 - (5) 荷さばき施設の面積
106平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
13立法メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
 - (8) 荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時30分から午後5時まで
- 5 届出年月日
平成15年5月1日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成15年5月23日から平成15年9月22日まで

熊本県公告第353号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年5月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロード湯前店
熊本県球磨郡湯前町字松原2214番地ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
小売業者 株式会社ホームセンターサンコー
変更前 開店時刻午前9時30分 閉店時刻午後7時
変更後 開店時刻午前9時 閉店時刻午後8時
- 3 変更する年月日
平成15年5月2日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
サンロード株式会社ほか
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,385平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
75台
 - (4) 駐輪場の収容台数
21台
 - (5) 荷さばき施設の面積